

伊丹市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

伊丹市職員の高齢者部分休業に関する条例を別記のとおり制定する。

令和 5 年 1 2 月 1 日 提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

理 由

地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）に基づき，職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるため。

伊丹市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和5年伊丹市条例第 号）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の3の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

（高齢者部分休業の承認等）

第2条 任命権者は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、15分を単位として高齢者部分休業を承認することができる。

2 法第26条の3第1項の高年齢として条例で定める年齢は、60歳とする。

3 任命権者は、職員が前項に規定する年齢に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日から、当該職員に係る高齢者部分休業を承認することができる。

4 高齢者部分休業の承認を受けようとする職員は、任命権者に対し、高齢者部分休業をしようとする期間の初日及び末日並びに高齢者部分休業をしようとする曜日及び時間帯を明らかにして申請しなければならない。

（高齢者部分休業取得中の給与）

第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第438号）第15条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（退職手当の取扱い）

第4条 高齢者部分休業をした職員に対する伊丹市職員退職手当支給条例（昭和27年条例第237号）第5条の9第1項及び第9条第4項の規定の適用については、高齢者部分休業をした期間は、同条例第5条の9第1項に規定する現実に職務に従事することを

要しない期間に該当するものとみなす。

(承認の取消し又は休業時間の短縮)

第5条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

(休業時間等の変更)

第6条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から高齢者部分休業の承認を受けた期間及び休業時間（以下「休業時間等」という。）の変更の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間等の変更を承認することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(伊丹市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正)

2 伊丹市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成19年伊丹市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の3第1項の規定による承認

(伊丹市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

3 伊丹市企業職員の給与の種類および基準に関する条例（昭和42年伊丹市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「または介護時間（職員）」を「，介護時間（当該職員）」に改め，「につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）」の右に「または高齢者部分休業（当該職員が60歳に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日から当該職員に係る定年退職日（伊丹市職員の定年等に関する条例（昭和59年伊丹市条例第20号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中，1週間の勤務時間の一部（当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内に限る。）について勤務しないことをいう。）」を加える。